

受動喫煙防止対策検討委員会
精神病床を有する病院等の屋外喫煙区域に関するワーキンググループについて

1. 開催目的

精神病床を有する病院等で治療のために認められている屋外喫煙区域（屋外喫煙所）の今後の取扱いについて検討を行うため、受動喫煙対策検討委員会内にワーキンググループを設置する。

2. 構成委員

別添のとおり

3. 今後のスケジュール（案）

（7月20日 第1回受動喫煙防止対策検討委員会にて設置了承）

9～10月 ワーキンググループ開催

※現地参加及びオンライン参加を併用

【進め方】

①関連団体による意見陳述（第1回 10月1日）

- ・兵庫県精神科病院協会
- ・兵庫県保健所長連絡会

②グループとしての方針を決定（第2回）

- ・意見陳述内容及び関連資料などを踏まえて検討

11月 第2回受動喫煙防止対策検討委員会開催

グループとしての方針を報告の上、検討委員会としての最終方針を決定

【別添名簿】

※五十音順

氏 名 (敬称略)	所 属 役 職
足 立 光 平 あ だち こう へい	(一社)兵庫県医師会 副会長 【座長】
友 藤 富士子 とも ふじ ふじこ	兵庫県連合婦人会 会長
西 口 久 代 にし ぐち ひさ よ	(公社) 兵庫県看護協会 専務理事
安 田 理恵子 やす だ りえ こ	(一社)兵庫県薬剤師会 常務理事
大 和 浩 やまと ひろし	産業医科大学産業生態科学研究所 教授

第1回兵庫県受動喫煙防止対策検討委員会会議録

日時：令和3年7月20日(火) 14:00～16:00

場所：兵庫県民会館10階 福

※この議事録について

開会、あいさつ、委員長の指名、委員紹介、別冊資料の説明については省略するとともに、事務局等の説明内容や各委員等の発言内容は一部要約しています。

○委員長

当委員会は前回平成29年度から30年度にかけて、計6回開催し、各委員のご意見を提案書にとりまとめ、知事へ提出いたしました。その提案をもとに、国の健康増進法よりさらに踏み込んだ「受動喫煙の防止等に関する条例」が平成30年3月に改正され、取組みが進められていますが、本年4月1日に、附則に定める検討時期であります3年経過を迎えました。

については、今年度に改めて検討委員会を開催し、これまでの取組等について検証した上で、今後の検討の方向性について議論いただきたいと考えております。議事進行にご協力いただきますようお願いします。

それでは次第に従いまして議事を進めて参ります。

本日は報告事項として、「『受動喫煙の防止等に関する条例』の概要について」、「条例施行後の受動喫煙防止対策等について」、次に協議事項として「今後の見直しの主な論点」となっております。

委員の皆様には、それらの報告等を受けた後、それぞれの分野における環境変化や条例に対する措置状況、課題等、自由なご意見を頂戴できればと考えております。

それでは、まず、3 報告事項について、事務局からご説明いただきます。説明後に、質疑応答の時間を設けたいと思います。

○事務局

資料の1をご覧いただけますでしょうか。受動喫煙防止条例の概要についてでございます。前回の検討委員会終了後について簡単に申し上げます。平成30年12月14

日に、検討委員会報告書を知事に提出いたしました。平成31年3月14日、議会で改正条例が可決されました。そして、令和元年7月1日、改正健康増進法の一部適用とあわせて、条例も一部適用いたしました。令和2年4月1日、法と合せて条例の全面適用となつております。そして、このたび冒頭に委員長も申しましたように、条例の付則4に基づきまして、前回の見直しから3年経過したことから新たに見直しをすることといたしております。この見直しを行うために、当委員会を開催しているところでございます。

今後のスケジュールといたしまして、本日の委員会の後、11月に第2回の検討委員会を開催することといたしております。第2回の委員会では、本報告書案について協議いたします。そして、今年度内に検討委員会の報告書を作成することを目標としているところでございます。

2ページをご覧ください。

条例の概要、まず目的です。受動喫煙を防止するための措置等を定め、未成年者及び妊婦をはじめ、県民の健康で快適な生活の維持を図るとしています。第1条には定義、第2条には基本理念として、県民がたばこの煙の害を認識し、特に、20歳未満の者と妊婦を保護すること。意図しない受動喫煙を回避する環境整備をすることなどが挙げられています。第3条から8条はそれぞれの責務。9条から13条は施設ごとの規制内容を規定しております。施設ごとの規定では、法律より、県の方が上乗せをしているものを記載しております。

3ページをご覧ください。

また、法より一步進んだ取り組みといたしまして、その他規制区域外の取り組みを記載しています。建物等への出入り、自動車への乗降、待合、その他の人が相互に近接する利用が想定される場所については、吸い殻入れなどを設置しないなど、受動喫煙の防止等に関して必要な措置を講じなければならないとしております。その下、第14条では、幼稚園、保育所・小・中・高校、病院等は敷地の周囲の喫煙を制限しています。また、第19条では、20歳未満の者及び妊婦の受動喫煙を防止するため、居宅等の私的空間を規制対象としています。また、第20条では、妊婦の喫煙の禁止。このような一步進んだ取り決めを行っております。第24条から25条につきまして過料について記載しております。

続きまして、資料2-1をご覧ください。

条例改正後の主な取り組みについて簡単に説明させていただきます。1として、県民等への普及啓発でございます。表示用のステッカーを作成し配布しております。この4種類のステッカーを1組として、4枚セットで配付できるようにしております。施設管理者が講じた受動喫煙防止措置に応じて選べるようにしております。また、(2)のア、受動喫煙の防止等に関する条例についての普及パンフレットを作成しております。イ、啓発ポスターを作成いたしました。このポスターは、「僕の母は5年前たばこも吸わないので肺がんで亡くなりました。ただ父は頑固なヘビースモーカーでした」というような、目にとまりやすい相手やアイキャッチなポスターをつくりました。

30ページをご覧ください。

ウ、各団体対象施設への広報といたしまして、学校や病院、官公庁などの各団体、施設に対しまして、訪問などにより周知を図るとともに、新聞、フリーペーパーなどの広報媒体を利用した幅広い啓発活動を行いました。その他、コンビニエンスストア等各種チェーン店に啓発チラシ等の店頭掲示を依頼しております。また、最初の条例制定後から続けていることといたしまして、(4)施設管理者の等の説明会を開催しています。県内の各健康福祉事務所が労働基準監督署や商工会議所等職域関係団体等と連携して、説明会を開催しているところでございます。

31ページをご覧ください。

喫煙防止・禁煙支援の推進として、喫煙防止教育も以前から継続して行っています。小・中学生及びその保護者等に対し、喫煙防止教室を開催しています。(2)、子供向けの喫煙防止リーフレットを作成して配布しております。喫煙防止教育とあわせまして、県内の小学校5年生全員に配布しております。

32ページをご覧ください。

(3)、大学生等をターゲットにした啓発リーフレットを作っています。喫煙を開始する前に健康影響に関する十分な知識が持てるよう、「数字でみるたばこの害」を作成しています。県内の大学等と連携して新入生等に配布しています。

(4)では、喫煙防止PR動画を作成しました。PRチラシを作成して、県内高校の2年生全員に配布して、動画を見ていただくように啓発しています。

33ページをご覧ください。

3、喫煙室設置等に対する融資をしています。4、相談指導体制の充実として、

条例制定時の平成24年度から、健康増進課内に相談員を配置しまして、条例内容の普及啓発や県民等からの相談への対応、遵守されていない施設に関する県民からの通報に基づく訪問指導などを行っています。今回の条例改正がありました。令和元年度1,596件、2年度1,239件と、改正後には、多くの相談に対応しているところです。（2）、健康増進法の一部改正によりまして、条例に関する指導及び助言に関する事務などについても保健所設置市に権限が移譲することになりました。法律と一体的にするために、条例の部分についても、条例の上乗せ部分についても、権限を委譲しているところでございます。

34ページをご覧ください。

（3）、中小規模飲食店は周知啓発、令和元年度と令和2年度2年間にわたり、小規模飲食店に対して啓発を行いました。令和元年度は、阪神地域の飲食店を訪問して、条例についての説明を行っています。令和2年度は、阪神以外の地域について、チラシの配布を行っています。

資料2-3、県民モニター調査の結果を表しています。条例に関する意識調査を行っておりまして、前回も行いましたので今回と比較することができます。調査対象者は、県民モニターということで、県政に関心を持っている18歳以上で、登録をいただいた方です。回答者数が1,664人、調査期間が令和2年の11月と12月に行っております。ただ、県民モニターということで、健康意識が高い人また県政に関心がある方ということで、かなりバイアスがかかっているのではないかということを、ご理解ください。ただ、前回の調査と比較という点では参考になるかと考えています。

調査結果にございます。まず、喫煙状況についてですけれども。9割を超えていける人は、「紙巻きたばこも加熱式たばこも吸っていない」。男性の5割が「以前ついていたが、今は吸っていない」となっています。かなりたばこを吸っている方が少ない結果でした。ちなみに、全国で行っております国民健康・栄養調査での喫煙率は、令和元年度男性が27.1%、女性が7.6%でした。それと比べて県民モニターはかなり少ないということがわかります。

次に、条例施行後の状況でございます。受動喫煙にあったという回答は、前回の67.4%から減少して、36.8%でした。また、女性はすべての年代で受動喫煙にあつたと感じている割合が男性よりも高いことから、女性の受動喫煙に対する意識の高

さを示しているのではないかと考えられます。

また、受動喫煙にあった場所は、「歩きたばこなどの路上」26.4%、次で「飲食店」16.2%、「施設の出入口付近」11.5%となっています。前回調査と比べますと、「飲食店」での受動喫煙にあったことが、64.8%から16.2%、路上では61.3から26.4%とともに大幅に減少していました。

加熱式たばこの健康への影響についてですが、半数以上の方が「影響がある」と考えていました。しかし、加熱式たばこを吸っている人の7割近くは「紙巻たばこより健康への影響は少ない」と考えていました。また、「健康の影響はない」と考える人の割合は、たばこを吸っているその人が高いです。

次に、条例の認知度です。前回調査は62.8%と比べて、今回68.6%と増加していました。また、たばこを吸っている人のほうが吸っていない人よりも「知っている」割合が高かったです。

県に期待する受動喫煙対策については、「受動喫煙の悪影響についての普及啓発」が最も多く、次いで、「屋外での受動喫煙対策の強化」、「20歳未満の者の喫煙防止教育」、そして「条例違反者や施設に対する罰則強化」の順に多くなっています。

資料の2-4、この実態調査は、施設の条例の遵守状況等の調査でございます。

この調査も前回と比較しております。調査期間は令和3年2月から3月です。回収数が7,283施設となっております。施設ごと毎の回収数は、左側の表に示していますので、またご覧ください。

41ページの右側に調査結果の概要が入っておりますので説明いたします。

まず、施設ごとの条例の認知度についてでございます。認知度は93.2%、前回調査より10.4ポイント上昇していました。

3つ目、「条例は知っているが規制内容を初めて知った」と回答した割合は、飲食店が29.9%と最も高く、次いで、製造業が28.4%、理・美容所が27.9%でした。また、「条例を初めて知った」と回答した割合が高いのは、製造業が18.2%、物品販売業及び理・美容所がそれぞれ16.5%となっていました。

次のページをご覧ください。

施設の喫煙環境について、左側にまとめています。

表をご覧ください。濃い色掛けの部分が、条例に準じた対策をしている。薄い色

分け部分が、当分の間の措置として認められているものとなっております。そして、条例を遵守している施設の割合として、濃い部分と薄い部分を合わせたものの割合を、右に示しています。遵守施設の割合が低いのは、保育所、医療機関、児童福祉施設、理・美容というところが、遵守の割合が低くなっています。敷地の周囲までの禁煙ができていないことが理由ではないかと考えています。

右のページは飲食店に限って喫煙環境についてまとめたことになります。飲食店では91.7%が、何らかの受動喫煙対策を実施している。その内訳は、「敷地内・建物内禁煙」が31.0%、「屋外喫煙所あり」が25.6%、「喫煙専用室あり」3.3%、「建物内の一部を喫煙可」7.5%、「建物内の全部を喫煙可」としている割合が24.3%でした。

既存の小規模飲食店については、当分の間、喫煙可能室の設置が認められているために、91.7%と、遵守率が高いのではないかと考えています。「建物内の一部」または「全部を喫煙可」を除くと遵守率が59.9%になる。参考ですけれども、この表の下に書いていますが、飲食店につきましては、客席面積が100m²以下の施設が93.2%を占めています。また、客席面積が30m²未満の施設は41%となっている状況です。

客室面積別の喫煙環境を調べたのが、右側の表の左下になりますのでご覧ください。30m²未満は35.3%が建物内全部で喫煙可となっています。30m²未満は建物内の禁煙率が低いということになります。

また、子供と家族に着目してみると、飲食店の中で、客層が「子供を含む家族」と答えたところは、12.7%ありました。この答えられた飲食店の喫煙環境に着目してみると、表の右上にあります。子どもを含む家族がメインの飲食店の喫煙環境とまとめています。「建物内敷地内及びその周囲を禁煙」としているところ、「建物内禁煙だが、屋外に喫煙場所がある」というのを合わせますと、90%ぐらいになります。それ以外も残っていますので、「建物内に喫煙専用室」「建物内の一部で喫煙可能」が10%あるのは、課題ではないかと思いました。

続きまして、43ページをご覧ください。

敷地内禁煙とした理由についてまとめています。

「条例施行による」と回答した割合が23.1%と最も高く、次いで、「利用者の健康のため」が16.1%、「子ども・妊婦の利用施設だから」15.2%となっていました。

回答別に見ると、「条例施行による」とした割合は、遊戯場が44.4%と最も高く、次いで、官公庁、映画館、幼・小・中・高という順になっていました。また、「利用者の要望」を最も多く答えたのは映画館、「従業員のため」と最も多く答えたのは製造業、理・美容所となっていました。

喫煙場所を残した理由についてですが、「喫煙者の要望による」と回答した割合が21.3%と最も高く、次いで、「条例で認められている」「喫煙室を設ける場所がない」という順になっていました。回答別に見ると、「喫煙者の要望による」と回答した割合が、官公庁が高かったです。続いて、映画館、社会福祉施設、大学という順になっています。「利用者の減少を懸念している」と回答した割合は遊技場、飲食店などが多くなっていました。

44ページをご覧ください。喫煙環境表示の状況についてです。

建物出入口付近の表示を行っていたのは、官公庁が最も高く、次いで公衆浴場、遊戯場、映画館、飲食店となっています。ただし、表示義務は建物内に喫煙場所を設ける場合のみですので、参考程度に見てください。しかし、飲食店については、喫煙環境表示が義務づけられています。飲食店の表示割合は77.8%でした。

建物出入口などの灰皿設置については、「設置している」と回答した割合は、公衆浴場52.4%が最も高く、次いで遊技場、宿泊施設となっていました。

最後に、受動喫煙対策に期待することですが、「健康影響の啓発」「20歳未満への教育」、それから「屋外の規制強化」が多くなっています。これは先ほど説明した県民モニターの調査と同様の結果になっています。「禁煙サポート」が15.3%と多かったですが、こちらについては、モニター調査とは異なっていました。また、「規制は最小限にすべき」と回答した割合を見ると、全体では1.5%ですが、飲食店については6.2%と高くなっています。

調査結果については以上でございます。

以上で私からの報告を終わります。ありがとうございました。

○委員長

事務局からの報告は以上になります。ここまでで、何か質問等ございますか。

○委員

受動喫煙防止対策に県の助成金が出るような記載されていますが、実際に利用されているのでしょうか。それよりも啓発事業に予算を使った方がよいのではないか。

○事務局

こちらの利用実績はありません。

○委員

でしょうね。10分の10ということではなく、借りたものに利子をつけて返さなければならぬ。これから、後々の議論になるかと思いますが、千葉市のように撤去に対して補助する方が良いと思います。

幼・小・中・高校の敷地周囲が禁煙になっていないから、一見達成率が低く見えますが、お手本となるような「当施設の敷地周囲の道路も禁煙です」といったようなお手本となるようなマーク、サインは示したのでしょうか。

○事務局

していません。

○委員

敷地も周囲まで禁煙にしているという43%は、独自のサインをつくったということでしょうか。

○事務局

そこまで、把握していないのでわからないです。各施設が「敷地の周囲を禁煙にしている」と回答のみの結果でございます。

○委員

実施している施設の写真をお手本として、実施していない施設に示せれば良いと思いました。

国家公務員及び地方公務員が働くところが、「喫煙者が要望するから」と言って

敷地内禁煙になっていないのは言語道断だと思います。まず、公的なスペースが喫煙所という喫煙者しか使えないような場所になっている。半径25mに受動喫煙が発生しますし、そこを清掃する業者さんが職業的に「望まない受動喫煙」に曝露される。しかも、その業者に払うお金も全部税金であり、そこにたばこを吸いにいく公務員が席を離れるということ自体、地方公務員法第35条の職務専念義務に違反している行為です。まずは、公的な職場からどんどん規制を強化していくと民間にも普及していくと思います。ただ、その際、あらかじめ、公務員である職員に対して敷地の周囲の商業施設や公園とかにいってたばこを吸わないようにと釘を刺しておかないと仙台市のようになってしまいます。以上です。

○委員長

大変貴重なご意見ありがとうございました。他にどなたかありますか。ないようでしたら、続いて4、協議事項について事務局より説明をお願いいたします。

○事務局

3年ごとの見直しに当たりまして、論点について5点を事務局で考えておりますので、ご説明したいと思います。

資料3、45ページをご覧ください。

主な論点として5つ挙げています。コロナ禍における受動喫煙対策について、妊婦の対策強化、当分の間の取り扱い、加熱式たばこの取り扱い、精神病床を有する病院及び診療所の取り扱いの5点になります。

それぞれについて、資料をもとに説明したいと思います。

まず1つ目のコロナ禍における受動喫煙対策についてです。

昨年来、新型コロナウイルス感染拡大により外出自粛、在宅勤務等が増加している現状があります。また、中段あたりに書いております、令和2年5月14日のWHOの発表では、「喫煙は心血管疾患、がん、呼吸器系疾患、糖尿病などの非感染性疾患の主要な危険因子である。これらで持病を持って生活している人々はCOVID-19に対してより脆弱で、感染時に重症化しやすい。」。

また、令和3年5月31日の国立がん研究センターの発表では、新型コロナの影響により、「たばこを吸う同居人にからの受動喫煙が増えたと思っている人」は

33.7%、「喫煙者が新型コロナウイルスに感染すると重症化しやすいと思っている人」は55.0%と報告がありました。

主要駅の公衆喫煙所がコロナにより一旦閉鎖されていましたが、現在は使用可となっているところが多い状況です。喫煙所は3密が生じやすい場所であること、また、マスクを外すために、感染リスクも高くなると思います。

これらのことから、見直しの考え方といたしまして、コロナと関連した啓発が必要ではないかと考えております。

2つ目、妊婦の受動喫煙に関する対策の強化です。

20歳未満の者や妊婦を受動喫煙から守る観点を盛り込み、改正健康増進法より踏み込んだ内容を規定した経緯がございます。実態調査の状況ですが、妊婦の喫煙率を母子保健調査でみます。3ヶ月児健診の際に、母親に対して妊娠中の喫煙状況を調査したものでございます。平成25年兵庫県の喫煙率は2.9%でしたが、令和元年に3.9%と上がっているという状況がございます。

妊婦の喫煙禁止を条例に明記しておりますが、特段の対策が講じられていないというのが問題点です。見直しの考え方、右端でございます。今後、啓発パンフレットを作成し、各市町での母子健康手帳交付時などに人ととの全数面接をした上で配布する。また、一般県民向けに妊婦に対する受動喫煙への意識啓発を呼びかける動画を作成するなどの啓発を考えているところでございます。

次のページ、46ページをご覧ください。

「当分の間」としている経過措置の取り扱いでございます。

「当分の間」の措置は社会的な認識の変化に応じて、社会的合意は得られるまでの措置と考えて認めているものでございます。

①、原則敷地内禁煙として当分の間、屋外に喫煙区域を設置することを認めています。対象の施設は、以下に書いています通りです。これらの現在の施設の状況は、実態調査の結果から見ますと、中段に書いています通り、主な対象施設の屋外喫煙取引設置は、大学で30.3%、官公庁舎で58.3%、観覧場・運動施設45.4%と半数近くに設置されているという状況があるということと、喫煙場所を残した理由として、「要望」ということで設置しているとの意見が多かったです。

②、原則建物内禁煙として、当分の間、喫煙専用室の設置を認める対策施設についても、実態調査の結果を見ると、喫煙専用室の設置状況は、特に、パチンコや麻

雀が58.4%で多かったです。喫煙場所は残した理由については、「喫煙者の要望」が高くなっているとの実態調査の結果でした。

これらの状況を踏まえて、喫煙場所を残した理由として、「要望」「敷地外喫煙対策」を理由とするところが多かったです。また、県条例の認知度が着実に向上しているが、多くの施設で喫煙専用室並びに屋外喫煙場所が設けられており、施設管理者や利用者双方において、原則禁煙が当たり前になっているとは言えない現状と考えています。

見直しの考え方ですけれども、条例施行から1年あまりしか経過していないこと、相談件数が年間3,000件以上ある状況も踏まえまして、当面は着実な法令遵守を図っていくことが必要であると考えています。

47ページをご覧ください。既存小規模飲食店の当分の間の取り扱いをございます。既存小規模飲食店の取り扱いは国の基準と同等にした経緯がございます。

現在の状況について、中段の欄を見てください。喫煙室可能室設置施設届出受理件数を見てみると、6,722件でした。参考に、平成26年の飲食店の軒数が28,510件ございます。そのうち93.2%が100m²以下ということから計算すると、26,571件が小規模飲食店であると考えられます。そこから見ると、6,722件は25%になります。喫煙区域を設けている飲食店は31.8%ある。

受動喫煙に遭った場所として飲食店が16.2%だったという調査結果がございます。これらのことから、主なポイント・課題の欄、条例改正により、飲食店の規制は大幅に強化され、また受動喫煙の割合も減少しています。しかし、全面施行から1年あまりしか経過していないため、短期間での規制強化は、事業者への負担が大きいのではないか。また、コロナの影響により営業時間短縮や休業等の影響を受けている店舗が多い。喫煙専用室の設置などをうための経済的負担を考えないといけない。

今後の見直しの考え方をいたしまして、現条例のさらなる普及啓発が必要な段階ではないかと考えています。また、飲食店は、新たに出店する割合が2年間で全体の約2割、5年間で3割強という現状があることから、年数が経過するに従って、変わってくるのではないかと考えています。

4つ目、加熱式たばこの取り扱いについてです。

加熱式たばこは紙巻たばこと同様の取り扱いとしている現状がございます。

実態調査の結果、喫煙者の加熱式たばこの使用率について示しています。全体の喫煙率は令和元年の男性の喫煙率が27.1%、女性が7.6%、そのうちで加熱式たばこの使用率を見ると、男性では、30代・40代が40%から50%が加熱式たばこを使用している。女性では、20代・30代の半数が加熱式たばこを使用している現状がございます。

主なポイント・課題です。厚労省やWHOの知見を踏まえまして、今後の考え方としまして、現時点での健康被害のおそれがないと証明されていない以上、引き続き紙巻きたばこと同様に取り扱っていく方がいいと考えています。

5番、精神病床を有する病院と診療所の取り扱いでございます。

こちらについては、条例の実施要領の中で、特例を認めているものでございます。治療の観点から、必要の場合は、屋外喫煙区域の設置を認めるものでございます。実態調査として、兵庫県保健所長連絡会が神戸、西宮市を除く精神科病院22施設4病院が特例区域を設置しているという調査をされています。

今後の見直しの考え方として、検討委員会の中に、医療関係団体、学識者を中心としたワーキンググループを立ち上げて、今後の考え方について検討していくはどうかと考えております。その理由といたしまして、禁煙を進める保健所長連絡会と、治療上必要であるという精神科病院協会等のご意見を聴取しながら、検討すべきであると考えているところでございます。

一番最初にご説明しましたコロナと受動喫煙対策についても、啓発が必要と考えておりますが、もう少し踏み込んだ対策をするべきではないかという意見がございまして、可能であれば、こちらもワーキンググループを立ち上げて検討してはどうかと考えているところでございます。

以上です。ありがとうございました。

○委員長

それでは、今説明のあったことを踏まえ、それぞれのお立場やご自身の周辺環境から感じられる受動喫煙防止対策についてのご意見を頂戴できればと思います。もちろん、事務局の説明内容についての質問、確認やご意見についても、いただければと思います。

○委員

1番目に、やはりコロナ禍、環境が大きく変わったと思う。あのような喫煙所の中でたばこを吸いながら密になっている所は1番悪い条件。

当初のまん延防止等の措置のなかでは各駅前でもかなり閉鎖されていたと思う。

三ノ宮の駅の北側は完全に排除された。ところが、一部の駅、加古川駅もそうだが、一時長く閉めていたのにもかかわらず、またごっそりと開けられてしまっている。

駅前の喫煙所というのは、一般の方、子どもも含めて、通る所です。受動喫煙という観点から、あるいはまた、本人自身のコロナも含めた健康管理からいつても、喫煙所というものの位置づけをしっかりとし、今はあいまいな形で各駅任せになっているのか、各市町の管轄任せになってしまっているのか、そこが非常にあいまいになっています。

今一度、1番人の目につく所で、1番焦点になると思う、その位置づけと対応を、できうれば、条例化の中で明確に位置づけて対応すべきではないかと思っています。これについても、是非先ほど提案にありましたようにワーキンググループを設けて県下ばらばらにならないようにしっかりと、神戸のように商店街の中でもそういうものはおかないと先進的にやっているところがありますので、見本にしながら、こういった環境を二重の意味で縮小していくか、なくしていくという方向が必要ではないかと思います。

○委員長

大変貴重なご意見だと思います。私自身もそういう風なこと考えていますので、是非またワーキンググループでもつくって議論していきたいと思います。これについてどう思いますか。

○委員

実際昨年の春に、福井県の同じ会社の中でセクションは違うのに喫煙室を共有していたことから人から人に感染した事例があります。喫煙室の中、喫煙者は元々咳をする人が多いですし、マイクロ飛沫がたくさん浮遊しているでしょう。私たち計算上、5ミクロン以下の飛沫は空気の流れに乗って長時間漂います。屋外の喫煙コーナーの場合、密閉はされておりませんけれども、密集・密接しておりますのでそ

いうところで咳をしたりしゃべったりすれば感染の温床になり得ると思います。

今日の配付資料の3ページ、自動車の乗降、待合いなどその他の人が相互に近接する場所は禁煙という措置のように読みます。

加古川の駅前に、オープン式であったとしても喫煙コーナーが残っているということは条例に反することではないかと思います。ましてや、このコロナ禍ですから、まん延を少しでも減らすためにも、閉鎖型も含めて喫煙場所は廃止していくべきだと思います。

2つ目の妊婦ですが、今回2.9%から3.9%に上がっていますが、妊婦さんは自分が吸っているということはほとんどありません。多くの場合、パートナーが吸うからやめられない。そういう状況でなにか対策を考えるのでしたら、某自治体のようにパートナーの禁煙治療に助成金を設定することが妊婦の喫煙対策になるでしょう。

そして、大学に関して、2019年7月に長崎大学は、ヘルシーキャンパス・プロジェクトを始めました。2020年4月からは、たばこやライターの持ち込み自体禁止しましたし、周辺道路も禁煙、新しく雇う教員の要件として「非喫煙、入職までに禁煙」を募集要項にあげております。その後、大分大学も同じ措置を取っております。大学の30.3%に屋外の喫煙所が存在することが問題で、それをなくすことは当たり前の話であって、長崎や大分大学を見習うといいと思います。産業医科大学も今年から検討を始めたところです。

官公庁の58.3%に屋外の喫煙所があることは、さっき申ししたように論外です。

そして、星野リゾートは従業員の中にもしもアルコール中毒の患者がいて職員食堂の横にバーを設置してくれと言われたら、職員食堂の横にバーを設けますが?と書かれていました。

飲食店のほうは、昨年4月以降、多くの店舗が入店制限、あるいは、持ち帰りになっているため、いまのところ受動喫煙対策の評価は困難な状況です。いずれにしても新規開店の店舗は原則屋内禁煙なので、店内が禁煙の店舗は増えていくでしょう。特に、小さい店舗ほど喫煙専用室を設けることがスペース的に困難ですから。

精神科ですが、2019年の7月に日本精神科医学会で講演した際に、今は精神科病院でも敷地内禁煙が当たり前になった、ということをシンポジストの先生から伺いました。かつては、閉鎖病棟の喫煙室はなくせない、と思われていました。しかし、

精神科の閉鎖病棟でも「法律が変わったから禁煙になります」と周知することでスムーズに敷地内禁煙が導入できています。

○委員

先生方からご意見出たので、もう少し違う話をさせていただきますと、条例そのものは私の理解ですが、健康増進法の規制より踏み込んだ内容になっているかと思いますし。先ほどの県民モニターのデータの前回との比較を見てみると67%が36%に受動喫煙の割合が減っている。法の精神、社会的な背景、県条例も成果として現れてきているということだと思います。

見直しの考え方を県で素案を書いていただいていますが、私自身は非常にバランスがとれた考え方ではないかと思う。

経済界としては、飲食の関係ですか当面の措置は、時間がたっていないということもあり、継続していただきたいということは当然お願いしたいことと思います。

コロナに関して申しますと、先ほどの喫煙の場所の関係は密のところもあるか思いますけれども、コロナ禍で飲食の関係というのは疲弊し、それこそ明日の経営が成り立たない、すでに廃業したというのもたくさんあるわけです。受動喫煙という方向に進んでいかないといけないと思いますが、非常に負荷が大きいということで今の現状の中でもうしばらく対策を進めていくというのはいかがかなと思います。条例の趣旨を徹底されるとか、飲食店のステッカーが普及しきれてないということであればそういうことを進めていく。

さきほどおっしゃっていたコロナ対策の中で、こういう状況だから密だというが、時間軸で考えないといけない。コロナだからこうしますというのが勢いがよすぎてもいかがかと思います。

○委員

飲食店に関して、このタイミングで反発が大きいと思いますが、東京都条例は同居している親族以外を雇っている場合は禁煙したことによって84%が禁煙になりました。千葉市条例も同居している親族以外を雇っている店舗は禁煙とされました。条例の規定に入るかどうかは別として、受動喫煙のある店舗で働くことは従業員だけでなくオーナー自身のリスクである、と強調すればいいと思います。

コロナに関しては、日本呼吸器学会が5月26日に発表した「新型コロナウイルス感染症 診療の手引き 第5版」では、「喫煙は重症化のリスク」であり、「喫煙者は禁煙することが重要である」と書かれていました。こういう情報を市民に周知、啓発するようワーキンググループが必要だと思いました。

○委員長

どうもありがとうございました。よろしいですか。

○委員

はい。

○委員

妊婦について、全国と兵庫県を並べると兵庫県が上がったというのが、3、4ヶ月時健診の結果ということで非常にショックかなと思います。

3、4ヶ月時健診というと少子化の中からお母さん自身の人数が減ってくる、そのなかでたばこを吸う方の率が増えるというのは、ある一定吸われる人がいるのではないか。減っていっていないのではないかと思います。

紙巻きたばこについて、男性より女性の方がはやくから興味を持って吸っているということが読み取れる。若いうちからたばこを吸うと、妊婦になってからたばこを急にやめなさいといわれてもやめられるものではない。早くから禁煙教育と併せてやっていかないと、成果というのはあがってこないと思いました。

○委員長

妊婦の喫煙率が悪いということですね、このあたりについて何か意見ありますか。

○委員

私自身は所属が神戸市ですので、神戸市でプレパパママ教室といって初めて妊娠されたお父さんお母さん対象の健康講座というもの出前で行きます。健康意識の高い方というのは、ご主人の喫煙率が極めて低い。今までではその場で徹底的にたばこを吸っているお父さんいませんかとやらせていただいていた。たばこを吸っている

お父さんはいらっしゃらない。健康意識の低い地域はそうでない。妊婦さんの受動喫煙だけではなく、子どもの受動喫煙にも結びついている。学校薬剤師で小学校を受け持っているので「ダメ絶対に」の教育と一緒にたばこの教育をさせてほしいと言うと、学校の先生からご両親から反対されるのでやらないでくれと言われる現実がある。健康意識の格差ってそこだと思います。低年齢のうちに、たばこがどうしてダメなのかという教育ができない現実がある。両親がたばこを吸っている家庭の子どもの尿検査をすると、かなり受動喫煙の影響がでてくると言うことも分かっています。そういうところもあわせて、お腹にいるときから、たばこがだめなのかということをどうやって両親に伝えていくかということを課題かと考えている。

○委員

妊婦さんの目の前で吸っている家庭は少ないと私は思います。台所の換気扇の下で吸っても、煙の一部は吸い込まれずにダイニングテーブルの場所まで流れしていく。

ベランダで吸っても、サッシの下の隙間から煙が室内に流れこんでくる。こういった具体的な測定データや動画をお母さんたちに示すといいのではないかと思います。受動喫煙対策をやっているつもりでも本当はできていないことを示すデータを周知することが大切だと思います。

○委員

私は兵庫県の男女家庭課と子育て支援を取り組んでいるNPOですので、その観点でお話をさせていただきます。

論点1のコロナ禍における受動喫煙対策のなかで外出自粛、在宅勤務が増えている。家庭の問題が一番見えにくいところです。ただ、私自身が調査をしていくなかで、例えば、夫が家で仕事をしてイライラしているときにたばこを吸っている。なおさら、吸わないほしいと言えない状況で困っているという話をよく聞いています。そこでですけれども、家庭の中になかなか踏み込めないですが、マンションの管理組合、自治会にチラシや大きめのポスターを貼れば、家の中での受動喫煙に対して啓発になるのではないかと思います。

妊婦の受動喫煙に関して、禁煙教育を若いうちからしなければ、一旦吸うとやめられない。高校生・大学生への教育とセットに考えるべきだと思います。

最後の1点ですが、コンビニエンスストアの入口付近のたばこの集団です。屋外
とはいえ、かなり受動喫煙の被害を招いていると思います。私自身も非常にいやな
思いをして、いつも屋の時間を避けています。

なかなか営業妨害になることもあるでしょうけど、コンビニの喫煙というのは子
どもにも影響があると思いますので、何か対策できないのかと思います。

○委員長

コンビニの入り口付近の受動喫煙は大問題ですね。

○委員

私たちの測定データで、風下25mまで受動喫煙が及ぶというデータをスライドで
共有したいと思います。神戸市三ノ宮駅の前にあった喫煙コーナーから25m風下で
も粉じん計が反応するほどの、はっきりした受動喫煙がありました。

こういったデータをコンビニの本社に行政から送って、「この辺は通学路に相当
するのでやめてください」と要望しましょう。実際、新潟駅周辺の複数のコンビニ
から灰皿がなくなりました。東京都ではセブンイレブンが店頭の灰皿を全部なくす
という指令を出し、実际になくなりました。先ほどのお話が出ましたが、ベランダ
の件、2階のベランダでたばこを燃やして煙が3階や、同じフロアの隣家に拡がつ
ていく様子を5台のPM2.5の測定器で記録しました。赤がベランダ、緑が室内を示
しています。1つ上のフロアのベランダが庇になって、煙が抜けないので上のフロア
だけでなく、同じフロアでも高い濃度の受動喫煙が記録されました。

マンションのベランダ喫煙について、昨年の朝日新聞ですが、「たばこの煙で勉
強に集中できない。怒り覚えます。」、保育士さんからも「私も同じ悩みがあり
ます。決まりがあるにも関わらず違反喫煙する人がいます。」という投書が掲載さ
れていました。

私の測定データを使ってベランダが禁煙化されたマンションもあります。兵庫県
としてもチラシを作成し、その中に本日供覧したデータを入れるとよろしいと思
います。なお、ベランダの測定結果は、2020年12月に査読がある医学論文として出版
されていますので、兵庫県でも使ってください。

○委員

20歳未満の者及び妊婦への取組みとして、現行の条例においてもすでに自宅室内、同乗する車の中で喫煙が禁止であると条項をしっかりと入れていたと思います。ですから、妊婦の喫煙禁止はもちろん、自宅・車内環境も含め、受動喫煙の危険性があることについて、つとに前回の条例ときから入れていた。それはまだ努力目標的なものだったので、この見直しの中でそこをしっかりと訴えていくような取組みが必要ではないかと思う。従来の住環境も含めて、コロナ禍でコロナごもり、リモートワークなど環境が大きく変わったなかで、自宅での受動喫煙というのが非常に増えてきているのではないか。そのなかで喫煙率も上がっていくという悪循環に陥っているのではないかと思います。そこにやはり切り込んでいく取組みが必要ではないかと思います。

○委員

妊婦の喫煙率が気になります。データを見ますと、心配なのが全国は改善しているが、兵庫県は悪くなっている。今お聞きしましたが、在宅勤務が増えたのでという話、夫の喫煙の受動喫煙という話は兵庫県だけの話ではない。兵庫県が悪化している原因がわからない。データで見ましたが、兵庫県の高校生女子の喫煙率も全国的にも悪くなっている。このデータを見て、今回この論点で対策を打つのはいいですが、実効性がないと意味がない。もしできるのでしたら、なぜこの兵庫県が悪化したのか、高校生含めて調査をして実効性の高い対策を打った方がいいのではないかと思いました。

○委員長

事務局は兵庫県が悪化している原因は何を考えていますか。

○事務局

この妊婦のデータは3、4ヶ月児健診の問診票です。3、4ヶ月児健診は98%程度の受診率で全市町が行っている。データは有効だと思っています。

ただ、令和元年だけが上がっている。令和2年度の結果がもうすぐるので、そのデータと併せて、あがっているのであれば、理由を考えていかなければならない。

吸わない対策にもっと力をいれていかないいけないと思っているところです。今の段階でなぜ上がっているのか分析できていません。

○委員長

令和2年の結果はいつですか。

○事務局

県内のデータは今年の秋頃にでるかと思います。

○委員長

令和2年度のデータも含め検討し、そのうえで重要な問題としてみるとどうぞよろしいか。

○事務局

そのように考えています。

それから、委員がおっしゃった高校生3年生の喫煙率ですが、資料2-2の37ページ(4)①②です。兵庫県でみると高校生3年生の女子は平成23年1.9%が平成28年3.1%に上がっている。全国は同じ年度ではないですが、平成29年1.4%とまではしかわからない。全国と比べてということではなく、兵庫県のみをみて、平成23年から平成28年は上がっているという現状です。今年度、高校生を対象に調査をしますので、現状分析させて頂きたいと思います。

○委員

私どもの組合は営業されている飲食店の全てが入っているというわけではなく、非加盟店もたくさんあります。私どもの組合に入って頂いている加盟店について何回も加盟店様に対して受動喫煙防止条例の説明会をしまして、さきほどあった喫煙室をつくるときに補助金を使って喫煙室を設けるというのはほとんど終わっている。ステッカーも組合員さんに対して、郵送して注意事項を伝えている。2倍以上の飲食店さんが組合に入っていませんので、非加盟の飲食店については僕らも何にも言えない。ただ、その人たちというのは県条例がある、受動喫煙防止条例があるとわ

かっているが、罰則、既存小規模飲食店がわかつていないです。周知徹底をしていただきたい。

私ども組合の方では、案内をしております。今回のコロナに対する感染防止対策についても組合員さんには随時説明している。兵庫県下の保健所にて、「営業許可申請の際に、「こういう組合があります」、「加入してください」という案内して頂いているようですが、組合費月1,000円の負担を払ってもメリットがないだろうと、倍近くの飲食店の皆さんに入って頂けないと言うのが現状であります。私どもの会ではちゃんと周知徹底し、ほぼほぼ違反店はないと思います。

たくさん飲食店ありますので、例えば、営業許可更新するときに、「罰則があります」という案内、ステッカーの配付をして頂けたらと思います。

女性の喫煙の専門家ではないですが、店でみておりますと、昔と違って今の女性の方は加熱式たばこの喫煙率がすごく高い。紙巻きたばこをほとんど吸っていない。加熱式たばこだとライターもいらないです。ちょっと誤解されていると思うが、体にも別に悪くない、タールが入っていないから大丈夫という誤解があるのでないかと思います。若年層から吸い出すと、妊婦さんになってもなかなかやめられない状況があるのでないだろうかと思います。

○委員長

組合の加盟店・非加盟店があるということを指摘がありましたが、アンケート調査はそれを踏まえてやっているのか。それとも、加盟店だけを対象にしているのか。調査対象で、組合の加盟店・非加盟店を分けたデータはありますか。

○事務局

今回行った施設調査は、組合の加入の有無は関係なく、対象施設は平成26年経済センサス等を元に実施しています。

加入の有無は聞いていないのでわかりません。また、無記名調査のため、今から照合はできないので、今後調査するときは考慮したいと思います。

○委員

国及び県の条例の効果として、一県民として街を歩いても、コンビニなど都市部

はほぼ灰皿がない状態です。食事の場、喫茶店においても圧倒的にたばこを吸える環境はない。データで見ると悪いような状態だが、街を歩いていると、たばこのにおいはすごく減った。逆に、たばこ吸いながら歩いている人がよくわかるぐらいたばこのにおいが消えている気がします。

コロナ対応というとうまくいってないよう聞こえるが、感覚的には街から灰皿消えている。消えているので、吸いたい人が吸える場所を探している。だから、どうしても吸える場所が密になるということで、吸える場所があるということは、吸わない方々にとって安心感になるかと思う。コロナを理由に駅前のたばこ吸える場所が撤去され、吸いたい人はどこに消えていくのかというのは大きなポイントで、どこかにいってしまっているので、どこかは密を作っているのではないかと思います。

妊婦さんですが、データの背景に検診時の短い時間で取られているものなので、個別の情報は入らないと思います。背景因子による数字のマジックがあって、だまされているような気がしてどうして上がるのか、わからない状況である。パーセンテージ表記で分母があった数字ではなく、どういうたばこの吸い方をしているのか、もっと丁寧に深みのある聞き方を時間があつたらして頂けたらいいかと思いました。

○委員長

私も妊婦のデータは最初に見せたときは半信半疑だった。令和2年度のデータをできるだけ早く把握してディスカッションしていきましょう。

歯科医師会として何かいうことはありますか。

○委員

保健の制度ではないが禁煙支援にて、歯周病やたばこの影響で来院された患者さんに対して、また大きな講習でもたばこの健康影響について伝えている。

居宅のことですが、実は親が吸うと子どもの歯あるいは歯肉に変化がでてしまします。だから子どもの健診をしたときに、歯茎の状態が悪かったら実は親が吸っていたことがある。やっぱり煙が流れていますので。

高齢者に訪問診療に行くと、たばこをずっと吸っていた方のお部屋に入ったら地獄のような密空間で、往診にいく人間が受動喫煙させられている。出ても、家に帰

つてもにおいがついている様な状態。しかし、高齢の方になかなかやめろとは言えない状態。

マンション管理組合には火事を起こす、においがつくということ、あるいは包括支援でも受動喫煙やたばこの関係は話題にしていくといいのかなと思います。

○委員

皆様から細かいデータの話をされていますので、改めて発言はないです。

ただ、旅館、ホテルでいうと、全館禁煙と言う施設がずいぶんと増えてきました。

実際に、今まで部屋の中で吸えたが、だんだんこの頃なくなってきた。

屋外でたばこを吸える場所を作る際、いすの定数を2名ぐらいとして、そこで吸っている方が1人いたら、他の方は吸わないことが多い。段々全館禁煙という施設が増えてくると、どこで全館禁煙の施設が多くなってきたということを各地で共有することで、私たちの所も全館禁煙にしようかという風潮ができてきました。今そのままいけば、もう少しで追いつけると思います。

○委員

2つあります。公共施設としてはしっかりとやっていかないといけないということで、我が町では私が市長就任後に喫煙所の撤去をいたしました。新しく作りたいという職員の声は聞かずに。ただ、職員たちがいろんなところにいってしまうのでそういったところを課題として取り組んでおります。

主題が受動喫煙であるならば、北風と太陽のように、禁止する部分と将来的に喫煙を減らしていく間に少し誘導策がないと、いきなり排除してしまうというのは行政運用上少ししんどいというふうに思います。それぞれの専門家のるべき論というのはしっかりと提示して頂くとともに、我々行政としては実市民と向き合っておられますので少し時間をいただきながらの対応として、ある程度の幅をいただければと自治体の立場として申したい。

○委員長

自治体の首長としては、全体のコンセンサスを得ながらやっていく。そのために、急な対応をするのはやめてほしいと。

○委員

資料37ページが気になりました。高校生女子、中高生女子のデータがでていますが、高校3年生の女子が目に見えて値が悪い気がします。根はもっと早くから始まっていると示しているかと思います。

36ページに3、4ヶ月児健診の母親の喫煙率が書かれていますが、妊娠中は吸っていたが、3、4ヶ月の子どもがいるからやめたと言うことでしょうか。はやめに対処することが大事かと思います。

○事務局

そういうことです。

○委員長

最後にこれは言っておきたいということはありますか。

さきほど委員からいわれたことですが、最初、兵庫県で受動喫煙防止対策検討委員会が始まったのが2010年、私は、そのときから、検討委員会の委員長でしたが、県民の理解を得ながらワンステップずつやっていくという姿勢が非常に大事だと思ってやっています。10年前と今では雰囲気が大部変わってきています。今後も委員会が突出して世間から理解されないと言うことがないように、しかしながら、絶えず国よりも一歩先をいくという姿勢でやっています。

貴重な意見をどうもありがとうございました。

今回の議論の総括と言うことに入らせていただきます。

今回の議論の中で、まずは、ワーキンググループとして、精神科病院についてのワーキンググループを作ると言うことで兵庫県医師会副会長を座長やっていただくということでおろしいですか。

○委員

はい。前回条例の改定の際、急に県議会にあがる前に最後にこの条項が変わった唯一の点であり、委員としても大変驚いた。精神科病院団体から非常に強い申し入れがあったという経過だったと思う。今の時点、治療のために喫煙所を設けるとい

うのは論外な時代になっているのではないかと思います。それ以降も各種データが揃っていますし、精神科の領域でもものはや主張すべき時代ではないと思います。関係団体、病院の方々とも議論して今の時点での一番妥当な線を探りたいと思っています。

○委員長

是非、状況が一変しているので、これについては兵庫県医師会副会長に座長になって議論していただきたい。そういうことで皆さんよろしいか。

○各委員

(同意)

○委員長

また、コロナについてもワーキンググループを立ち上げてやったほうがいいのではないかという意見がありました。コロナについてもワーキンググループを立ち上げるということでよろしいか。

○各委員

(同意)

○委員長

コロナについてのワーキンググループについては私が座長は私がやらせていただこうと思いますが、よろしいか。

○各委員

(同意)

○委員長

事務局もよろしいか

○事務局

(同意)

○委員長

事務局には、本日の議論の内容を踏まえて、今後の取組内容について整理し、次回開催に向けて、報告書のとりまとめを進めていただきたいと思います。

それでは最後に何か皆様からございますでしょうか。

本日予定しておりました協議は以上で終了させていただきます。

それでは進行を事務局にお返しします。

○事務局

1点確認でございますが、ワーキンググループの構成員については、委員長と事務局と相談させていただくということでよろしいでしょうか。

○委員長

(同意)

○事務局

構成員の委員の方につきましては委員長と相談いたしまして連絡させていただきます。

本日はお忙しい中お集まりいただき、また、貴重なご意見を頂戴し、ありがとうございます。

これをもちまして、令和3年度第1回受動喫煙防止対策検討委員会を終了させていただきます。

次回の開催は、本日議論にありました精神科病院、コロナウイルスの対策に関するワーキンググループの開催をはさみ、11月頃に開催を予定しております。

また、時期が近づきましたら日程調整等のご案内を差し上げたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

なお、次回開催までにご意見等がございましたら、何なりと事務局あてご連絡をいただければと思いますのでそちらにつきましてもよろしくお願いします。

本日はありがとうございました。

平成24年3月21日

条例第18号

改正 平成26年6月12日条例第30号

平成26年10月7日条例第36号

平成28年3月23日条例第27号

平成28年3月23日条例第30号

平成31年3月19日条例第16号

受動喫煙の防止等に関する条例をここに公布する。

受動喫煙の防止等に関する条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第8条）

第2章 受動喫煙の防止等（第9条—第18条）

第3章 たばこの煙により健康を損なうおそれが高い者の保護（第19条・第20条）

第4章 雜則（第21条—第23条）

第5章 罰則（第24条・第25条）

附則

がん、脳血管疾患、心臓病等の生活習慣病等の発症の要因にたばこの煙が深く関わっており、人の健康に悪影響を及ぼすことが科学的に明らかとなっている。

のことから、未成年者及び妊婦をはじめ県民が、たばこの煙にさらされることによる健康への危険を避け、健康づくりをより一層推進することができるよう、受動喫煙の防止等について、事業者等への周知を行うとともに、県民運動と連携した普及啓発活動を県内各地域で展開し、受動喫煙の防止等に関する取組の推進を図ってきた。

しかしながら、依然として多くの県民が受動喫煙に遭っており、とりわけ喫煙習慣のない県民が健康で快適に生活することを妨げられている。

このため、たばこの煙が人の健康に悪影響を及ぼすことについて改めて関心及び理解を深め、受動喫煙の防止等に取り組むことが必要である。

このような認識に基づき、受動喫煙を防止するための措置等を定め、県民の健康で快適な生活の維持を図ることを目的として、この条例を制定する。

第1章 総則

（定義）

第1条 この条例において「受動喫煙」とは、人が他人の喫煙（人が吸収するため、たばこを燃焼させ、

又は加熱することにより煙（蒸気を含む。以下同じ。）を発生させることをいう。以下同じ。）によりたばこから発生した煙にさらされることをいう。

- 2 この条例において「受動喫煙の防止等」とは、多数の者が利用し、又は出入りすることができる施設（車両その他の移動施設を含む。以下「対象施設」という。）における受動喫煙を防止することその他たばこの煙が人の生活に及ぼす悪影響を未然に防止することをいう。
- 3 この条例において「たばこ」とは、たばこ事業法（昭和59年法律第68号）第2条第3号に規定する製造たばこ又は同法第38条第2項に規定する製造たばこ代用品で、喫煙用のものをいう。

（基本理念）

第2条 受動喫煙の防止等は、たばこの煙が人の健康に悪影響を及ぼすものであり、とりわけ20歳未満の者と妊娠中の者（以下「妊婦」という。）をたばこの煙から保護することが重要であること、及びたばこの煙が他人の快適な生活を妨げることがあることについての認識を県民、未成年者の保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、未成年者を現に監護するものをいう。以下同じ。）、事業者、施設管理者（対象施設を管理する者をいう。以下同じ。）、市町及び県が共有することを旨として推進されなければならない。

- 2 受動喫煙の防止等は、県民が、意図しない受動喫煙を回避することができ、かつ、健康で快適な生活を維持するための環境を整備することにより推進されなければならない。
- 3 受動喫煙の防止等は、受動喫煙を防止し、喫煙により他人の健康で快適な生活が妨げられないことを主たる目的として行われるものであり、受動喫煙の防止等に対する理解の下に推進されなければならない。

（県民の責務）

第3条 県民は、受動喫煙の防止等に対する関心及び理解を深め、受動喫煙を生じさせないよう努めるとともに、事業者、施設管理者、市町及び県が行う受動喫煙の防止等に関する措置又は施策に協力しなければならない。

（保護者の責務）

第4条 未成年者の保護者は、たばこの煙が人の健康に悪影響を及ぼすことを認識し、未成年者の受動喫煙の防止等を図らなければならない。

（事業者及び施設管理者の責務）

第5条 事業者及び施設管理者は、たばこの煙が人の健康に悪影響を及ぼすことについて関心及び理解を深め、受動喫煙の防止等に関する措置を図るとともに、その環境の整備に取り組まなければならない。

（市町の責務）

第6条 市町は、その地域の特性を生かした受動喫煙の防止等に関する施策を策定し、及び実施するよ

う努めるものとする。

(県の責務)

第7条 県は、受動喫煙の防止等に関する総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。

(連携及び協働)

第8条 県民、未成年者の保護者、事業者、施設管理者、市町及び県は、相互に連携を図りながら、協働して受動喫煙の防止等を推進するものとする。

第2章 受動喫煙の防止等

(受動喫煙の防止等)

第9条 別表に掲げる対象施設（同表の11、14及び35に掲げる対象施設であつて、これらの対象施設を利用する者に対して、喫煙をする場所を提供することを主たる目的とするものとして規則で定めるもの（以下「喫煙目的施設」という。）を除く。）の施設管理者は、受動喫煙の防止等を図るため、その管理する同表に掲げる区域（以下「受動喫煙防止区域」という。）を喫煙をすることができない区域としなければならない。

- 2 前項の施設管理者は、受動喫煙防止区域に吸い殻入れ等（吸い殻入れ、灰皿その他喫煙の用に供する器具又は設備をいう。以下同じ。）を設置してはならない。
- 3 別表の14に掲げる対象施設の施設管理者は、規則で定めるところにより、当該対象施設を利用し、又は利用しようとする者の目につきやすい場所に、受動喫煙防止区域において喫煙をしてはならない旨を表示しなければならない。
- 4 第1項の施設管理者は、たばこの煙が建物内の受動喫煙防止区域に直接流入することができるよう必要な措置を講じなければならない。
- 5 別表の3及び7に掲げる対象施設の施設管理者は、第1項及び第2項の規定にかかわらず、その管理する敷地内の区域のうち、その利用の形態を考慮し、これらの規定による措置を講ずることが著しく困難であるものとして知事が別に定める敷地内の区域については、知事が別に定める受動喫煙の防止等に関する措置を講ずるものとする。
- 6 第1項の施設管理者は、建物等への出入り、自動車の乗降、待合いその他の人が相互に近接する利用が想定される当該対象施設内の場所については、受動喫煙防止区域以外の区域であっても、吸い殻入れ等を設置しないなど受動喫煙の防止等に関して必要な措置を講じなければならない。

(区域分煙措置)

第10条 別表の2、4から6まで、23から25まで及び27に掲げる対象施設の施設管理者は、前条第1項の規定にかかわらず、当分の間、受動喫煙防止区域について屋外喫煙区域（対象施設の屋外の区域の一部の区域のうち、施設管理者によって区画され、受動喫煙の防止等のために必要な措置として規則で定めるものがとられた区域をいう。）を設置し、その区域を喫煙をすることができる区域（以下

「喫煙区域」という。) とすることができます。

2 前項の施設管理者は、同項の規定により喫煙区域を設ける場合において、当該喫煙区域に20歳未満の者及び妊婦を立ち入らせてはならない。

3 前条第2項の規定は、第1項の規定により設けられる喫煙区域については、適用しない。

4 第1項の施設管理者は、同項の規定により喫煙区域を設ける場合において、規則で定めるところにより、当該喫煙区域の入口に、次に掲げる事項を表示しなければならない。

(1) 喫煙区域である旨

(2) 喫煙区域への20歳未満の者及び妊婦の立入りが禁止されている旨

(3) その他規則で定める事項

第11条 別表の8、9、11から26まで及び28から35までに掲げる対象施設（喫煙目的施設を除く。）の施設管理者は、第9条第1項の規定にかかわらず、当分の間、受動喫煙防止区域について喫煙室（専ら喫煙のために利用されることを目的とする室をいい、たばこの煙が受動喫煙防止区域に直接排出されることができない構造又は設備として規則で定めるものを有するものに限る。）を設置し、その区域を喫煙区域とすることができます。

2 前項の施設管理者は、同項の規定により喫煙区域を設ける場合において、当該喫煙区域に20歳未満の者及び妊婦を立ち入らせてはならない。

3 第9条第2項の規定は、第1項の規定により設けられる喫煙区域については、適用しない。

4 第1項の施設管理者は、同項の規定により喫煙区域を設ける場合において、規則で定めるところにより、当該対象施設を利用し、又は利用しようとする者の目につきやすい場所に、次に掲げる事項を表示しなければならない。この場合において、第9条第3項の規定は、適用しない。

(1) 受動喫煙防止区域の一部に喫煙区域を設けている旨

(2) 受動喫煙防止区域（喫煙区域を除く。）において喫煙をしてはならない旨

(3) その他規則で定める事項

5 第1項の施設管理者は、同項の規定により喫煙区域を設ける場合において、規則で定めるところにより、当該喫煙区域の入口に、前条第4項各号に掲げる事項を表示しなければならない。

（喫煙目的施設における措置）

第12条 喫煙目的施設の施設管理者は、当該喫煙目的施設の建物内の区域の一部又は全部を喫煙区域とすることができます。

2 前項の施設管理者は、同項の規定により喫煙目的施設の建物内の区域の一部に喫煙区域を設ける場合においては、受動喫煙の防止等を図るため、その管理する喫煙目的施設の建物内の喫煙区域以外の区域を喫煙をすることができない区域としなければならない。

3 第1項の規定により喫煙目的施設の建物内の区域の一部に設ける喫煙区域は、次に掲げる方法によ

り、たばこの煙が前項の喫煙をすることができない区域に直接排出されることができないように設けなければならない。

- (1) 規則で定めるところにより、喫煙目的施設の建物内の同一の階にある室を喫煙をすることができる室と喫煙をすることができない室に区分する方法
- (2) 規則で定めるところにより、喫煙目的施設の建物内を喫煙をすることができる階と喫煙をすることができない階に区分する方法
- (3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める方法

4 第1項の施設管理者は、同項の規定により喫煙区域を設ける場合において、当該喫煙区域に20歳未満の者及び妊婦を立ち入らせてはならない。

5 第1項の施設管理者は、第2項の喫煙をすることができない区域に吸い殻入れ等を設置してはならない。

6 前条第4項及び第5項の規定は、第1項の施設管理者が、同項の規定によりその管理する喫煙目的施設の建物内の区域の一部に喫煙区域を設ける場合について準用する。

7 第1項の施設管理者は、同項の規定によりその管理する喫煙目的施設の建物内の区域の全部に喫煙区域を設ける場合において、規則で定めるところにより、当該対象施設を利用し、又は利用しようとする者の目につきやすい場所に、次に掲げる事項を表示しなければならない。

- (1) 喫煙をすることができる旨
- (2) 喫煙区域への20歳未満の者及び妊婦の立入りが禁止されている旨
- (3) その他規則で定める事項

(宿泊施設の客室における措置)

第13条 宿泊施設（旅館、ホテルその他これらに類するものをいう。以下同じ。）の施設管理者は、利用者の状況その他の状況を考慮し、その宿泊施設の客室の一部を喫煙をすることができない客室とするよう努めなければならない。

(喫煙の制限等)

第14条 何人も、受動喫煙防止区域（第10条第1項、第11条第1項又は第12条第1項の規定により設けられる喫煙区域を除く。次項及び第16条第5項において同じ。）において喫煙をしてはならない。

- 2 別表に掲げる対象施設の施設管理者は、その管理する受動喫煙防止区域において現に喫煙をしている者を発見したときは、その者に対し、直ちに喫煙を中止し、又は当該受動喫煙防止区域から退出するよう求めなければならない。
- 3 何人も、別表の1、3及び7に掲げる対象施設の敷地の周囲において喫煙をしてはならない。
- 4 20歳未満の者及び妊婦は、第1項の喫煙区域に立ち入ってはならない。

(指導及び助言)

第15条 知事は、受動喫煙の防止等の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、施設管理者に対し、必要な指導又は助言をすることができる。

(勧告及び命令)

第16条 知事は、別表に掲げる対象施設の施設管理者が第9条第1項、第2項、第4項及び第5項、第11条第1項並びに第12条第2項、第3項及び第5項の規定を遵守していないと認めるときは、当該施設管理者に対し、受動喫煙の防止等に関し必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

2 知事は、前項に規定する場合のほか、別表に掲げる対象施設の施設管理者が第9条第3項及び第14条第2項の規定を遵守していないと認めるときは、当該施設管理者に対し、受動喫煙の防止等に関し必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

3 知事は、前2項に規定する勧告を受けた施設管理者がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

4 知事は、第1項に規定する勧告を受けた施設管理者が、前項の規定によりその勧告に従わなかった旨を公表された後において、なお、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において、受動喫煙の防止等を著しく害すると認めるときは、当該施設管理者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

5 知事は、第14条第1項の規定に違反して、喫煙をしている者に対し、喫煙の中止又は受動喫煙防止区域からの退出を命ずることができる。

(普及啓発)

第17条 県は、教育活動、広報活動等を通じ、受動喫煙の防止等に関する普及啓発を図るよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第18条 県は、受動喫煙の防止等を図るため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第3章 たばこの煙により健康を損なうおそれが高い者の保護

(20歳未満の者等の受動喫煙の防止)

第19条 何人も、たばこの煙が、とりわけ発育の過程にある20歳未満の者及び胎児の健康に悪影響を及ぼすものであることから、20歳未満の者及び妊婦に受動喫煙を生じさせないようにしなければならない。

2 何人も、20歳未満の者及び妊婦と同室する住宅の居室内、これらの者と同乗する自動車の車内その他これらの者に受動喫煙を生じさせる場所として規則で定める場所においては、喫煙をしてはならない。

(妊婦の喫煙の禁止)

第20条 妊婦は、喫煙をしてはならない。

第4章 雜則

(立入検査等)

第21条 知事は、対象施設の利用者から提供された情報の内容その他の状況から判断して、受動喫煙の防止等の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、別表に掲げる対象施設の施設管理者に対し、当該対象施設における第9条から第12条まで及び第14条第2項の措置の実施状況に關し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、必要な場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(法律との適用関係)

第22条 喫煙をしてはならない区域の設定、喫煙区域への立入りの制限、喫煙の制限、違反行為に対する過料その他受動喫煙の防止等に関する規制について、法律にこの条例と同等以上の内容の定めがあるときは、当該法律の定めによる。

(補則)

第23条 この条例の施行に關して必要な事項は、規則で定める。

第5章 罰則

(過料)

第24条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

- (1) 第16条第4項の規定による命令に従わなかった者
 - (2) 第21条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をした者又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- 2 第16条第5項の規定による命令に違反した者は、2万円以下の過料に処する。

(両罰規定)

第25条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關して前条の違反行為をしたときは、行為者を過料に処するほか、その法人又は人についても、同条の過料に処する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第4章の規定は、同年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 別表第1の9から37までに掲げる対象施設については、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に掲げる日までの間、適用しない。

(1) 第9条から第14条まで、第16条から第18条まで及び第21条の規定 平成26年3月31日

(2) 第4章の規定 平成26年9月30日

(検討)

3 県は、この条例の施行後5年を経過した場合において、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

4 県は、前項の規定による場合のほか、この条例の施行の日から5年を経過した日から起算して3年を経過するごとに、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（平成26年6月12日条例第30号）

この条例は、平成26年10月1日から施行する。

附 則（平成26年10月7日条例第36号抄）

(施行期日)

1 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）の施行の日から施行する。（後略）

附 則（平成28年3月23日条例第27号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月23日条例第30号）

この条例は、平成28年6月23日から施行する。

附 則（平成31年3月19日条例第16号）

(施行期日)

1 この条例は、平成31年7月1日から施行する。ただし、第2条（※注）及び次項から附則第4項までの規定は、平成32年4月1日から施行する。

(既存小規模飲食店の特例)

2 第2条（※注）の規定による改正後の受動喫煙の防止等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）別表の14に掲げる対象施設のうち、健康増進法の一部を改正する法律（平成30年法律第78号）

附則第2条第2項に規定する既存特定飲食提供施設に該当するもの（以下「既存小規模飲食店」という。）の施設管理者は、改正後の条例第9条第1項の規定にかかわらず、当分の間、当該既存小規模飲食店の建物内の区域の一部又は全部を喫煙（改正後の条例第1条第1項に規定する喫煙をいう。）

をすることができる区域（以下「喫煙区域」という。）とすることができます。

- 3 改正後の条例第12条第4項から第7項までの規定は、前項の規定により既存小規模飲食店の建物内の区域の一部又は全部に喫煙区域を設ける場合について準用する。
- 4 前項に規定する場合における改正後の条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる改正後の条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第14条第1項	又は第12条第1項	若しくは第12条第1項又は受動喫煙の防止等に関する条例の一部を改正する条例（平成31年兵庫県条例第16号。以下「改正条例」という。）附則第2項
第14条第4項	第1項	改正条例附則第4項の規定により読み替えられた第1項
第16条第5項	第14条第1項	改正条例附則第4項の規定により読み替えられた第14条第1項
第21条第1項	第12条まで及び第14条第2項	第12条（改正条例附則第3項において準用する場合を含む。）まで及び第14条第2項並びに改正条例附則第2項
第24条第1項第2号	第21条第1項	第21条第1項（改正条例附則第4項において読み替えて適用する場合を含む。）
第24条第2項	第16条第5項	第16条第5項（改正条例附則第4項において読み替えて適用する場合を含む。）

(罰則に関する経過措置)

- 5 この条例（附則第1項ただし書に規定する規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(※注) 受動喫煙の防止等に関する条例の一部を改正する条例（平成31年兵庫県条例第16号）第2条（平成32年4月1日施行条例）を指すものである。

別表（第9条—第11条、第14条、第16条、第21条関係）

番号	対象施設の区分	区域
1	幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校 若しくは各種学校（初等教育又は中等教育を行うものに限る。）、保育所その他これに類するもの、認定こども園又は青少年教育施設	当該施設の建物内及び敷地内の区域

2	大学、高等専門学校、専修学校、各種学校 (初等教育又は中等教育を行うものを除く。) その他これらに類するもの	当該施設の建物内及び敷地内の区域
3	病院、診療所又は助産所	当該施設の建物内及び敷地内の区域
4	薬局	当該施設の建物内及び敷地内の区域
5	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師 又は柔道整復師の施術所	当該施設の建物内及び敷地内の区域
6	官公庁施設 (1、3及び7に掲げる対象施設 の区分に該当するものを除く。)	当該施設の建物内及び敷地内の区域
7	児童福祉施設、母子・父子福祉施設 その他これらに類するもの (保育所その他これに類するもの及び認定こども園を除く。)	当該施設の建物内及び敷地内の区域
8	公共交通機関を利用する旅客の乗降、待合い その他の用に供する施設	当該施設の建物 (鉄道の駅の屋外のプラットホームを含む。) 内の区域
9	旅客の運送の用に供する列車又は船舶 (県内 に航路の起点及び終点があるものに限る。)	当該施設 (宿泊の用に供する個室の客室を除く。) の区域
10	旅客の運送の用に供する自動車その他の車両 又は航空機	当該施設の区域
11	物品販売業を営む店舗	当該施設の建物内の区域
12	金融機関の店舗	当該施設の建物内の区域
13	宿泊施設	当該施設の建物 (客室を除く。) 内の区域
14	飲食店 (34に該当するものを除く。)	当該施設の建物内の区域
15	理容所又は美容所	当該施設の建物内の区域
16	公衆浴場	当該施設の建物内の区域
17	冠婚葬祭業を営む施設	当該施設の建物内の区域
18	火葬場又は納骨堂	当該施設の建物内の区域
19	集会場又は公会堂	当該施設の建物内の区域
20	展示場	当該施設の建物内の区域
21	図書館、博物館、美術館その他これらに類するもの	当該施設の建物内の区域
22	劇場、映画館又は演芸場	当該施設の建物内の区域

23	観覧場	当該施設の建物内及び敷地内の区域
24	運動施設	当該施設の建物内及び敷地内の区域
25	動物園、植物園、遊園地、都市公園、自然公園その他これらに類するもの	当該施設の建物内及び敷地内の区域
26	遊技場、競馬場、競馬場外の勝馬投票券発売所その他これらに類するもの	当該施設の建物内の区域
27	介護老人保健施設、介護医療院又は難病相談支援センター	当該施設の建物内及び敷地内の区域
28	社会福祉施設その他これらに類するもの (1、7及び27に掲げる対象施設を除く。)	当該施設の建物内の区域
29	神社、寺院、教会その他これらに類するもの	当該施設の建物内の区域
30	郵便事業、電気通信事業、水道事業、電気事業、ガス事業又は熱供給事業の営業所	当該施設の建物内の区域
31	駐車場	当該施設の建物内の区域
32	貸会議室業を営む施設	当該施設の建物内の区域
33	1から5まで及び7から32までに掲げる対象施設以外のサービス業を営む施設	当該施設の建物内の区域
34	同一の建物内に複数の店舗等が存在する対象施設内に共用部分及び共用部分と壁等により区画されていない部分	当該部分
35	1から34までに掲げる対象施設以外の対象施設	当該施設の建物内の区域

備考1 この表の区域の欄に掲げる建物内の区域には、人の居住の用に供する区域その他これに準ずるものとして規則で定める区域を含まないものとする。

2 この表の13に掲げる対象施設の客室の区域とは、旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第1項に規定する旅館業の施設の客室の区域（同条第3項に規定する簡易宿所営業の施設及び同条第4項に規定する下宿営業の施設の客室（個室を除く。）の区域を除く。）をいう。

受動喫煙の防止等に関する条例実施要領

平成24年3月30日制定

改正 平成25年2月5日

改正 令和元年6月11日

(趣旨)

第1条 この要領は、受動喫煙の防止等に関する条例（平成24年兵庫県条例第18号。以下「条例」という。）及び受動喫煙の防止等に関する条例施行規則（平成24年兵庫県規則第21号。以下「規則」という。）の適正な運用を図るために必要な事項を定めるものとする。

(受動喫煙防止区域等の特例)

第2条 条例第9条第5項に規定する知事が別に定める敷地内の区域は、精神病床を有する病院及び診療所（以下「特定施設」という。）において、施設管理者が治療のために必要と認めて設置した屋外喫煙区域（屋外の区域の一部の区域のうち、施設管理者によって区画された区域（以下「特例区域」という。）とする。

2 条例第9条第5項に規定する知事が別に定める受動喫煙の防止等に関する措置は、次に掲げる措置とする。

- (1) 特例区域を、特定施設を利用する者が通常立ち入らない屋外の区域に設置すること。
- (2) 特例区域に20歳未満の者及び妊婦を立ち入らせてはならないこと。
- (3) 特例区域の入口に、次に掲げる事項を、別記様式を標準として表示すること。ただし、文字のみで当該規定による表示を行うことを妨げない。

ア 喫煙区域である旨

イ 喫煙区域への20歳未満の者及び妊婦の立入りが禁止されている旨

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年2月5日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

別記様式（第2条関係）

